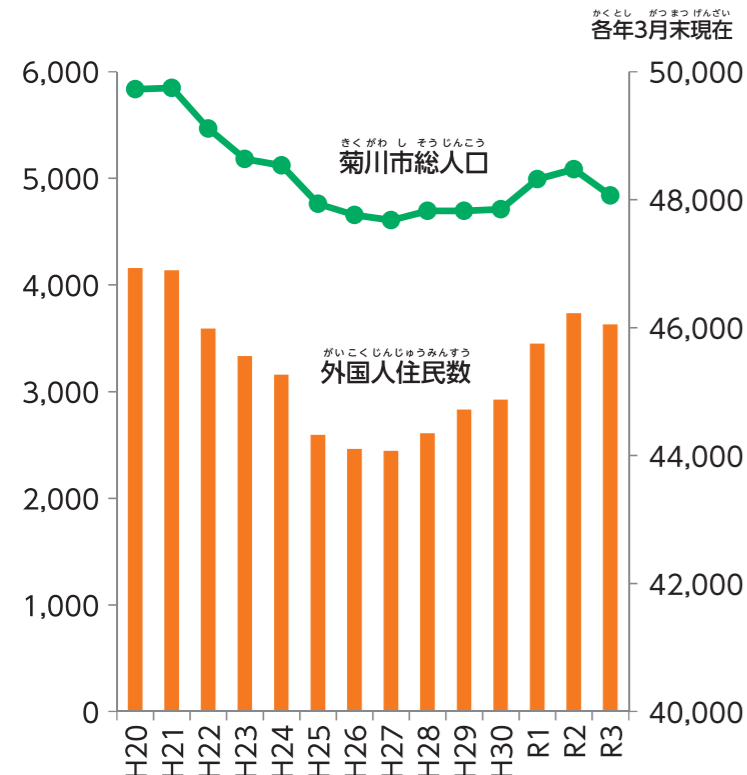


がいこくじんじゅうみん じょうきょう
外国人住民の状況

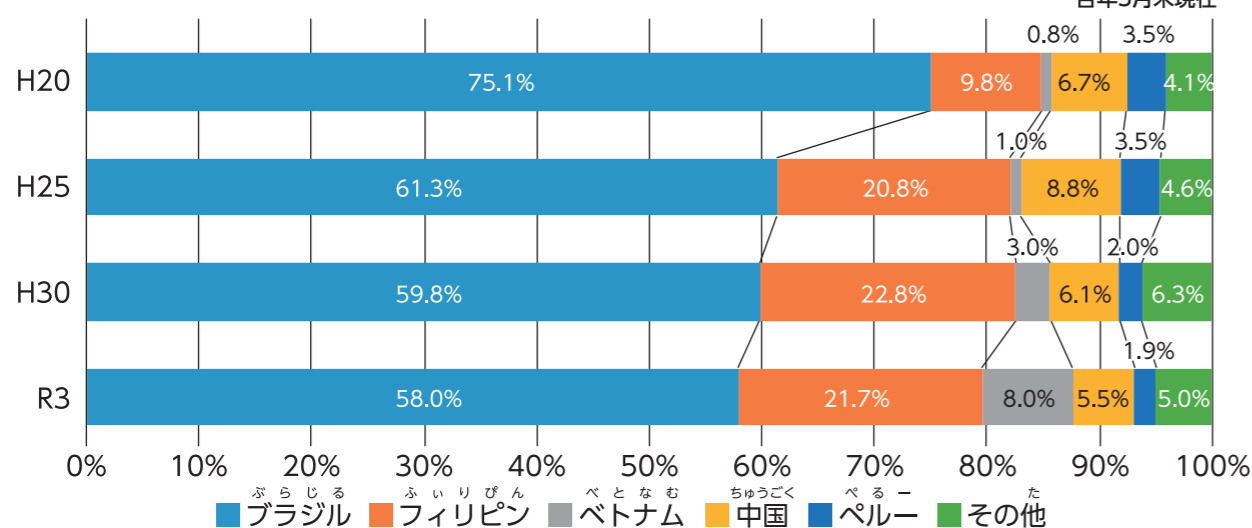


じんこうすいい
●人口推移
きくがわし がいこくじんじゅうみんすう そうじんこう
菊川市の外国人住民数は3,628人で、総人口
たい ひりつ しずおかけんない ばん
に対する比率は7.55%と、静岡県内で1番
たか あたい
高い値となっています。
れいわ ねん がつまつげんざい
(令和3年3月末現在)

こくせきべつじんこう じょうきょう
●国籍別人口の状況
がいこくじんじゅうみん やく かこく うち やく ぶ
外国人住民(約30カ国)の内、約60%がブ
らじる こくせき やく ふいりびん こくせき
ラジル国籍、約20%がフィリピン国籍とな
っています。近年は技能実習生の増加といっ
きんねん ぎのうじっしゅうせい ぞうか
た要因により、ベトナムなどアジア圏の国籍
よういん べとなむ あじあけん こくせき
の人が増えています。
ひと ふ

ざいりゅうしかくべつじんこう
●在留資格別人口
えいじゅうしゃ ていじゅうしゃ しゅうろうかつどう せいげん
永住者や定住者など、就労活動の制限のない
ざいりゅうしかく えいじゅうがたざいりゅうしかく がいこくじん
在留資格である永住型在留資格をもつ外国人
じゅうみん ぜんたい やく し ぎのう
住民は全体の約84%を占めています。技能
じっしゅうせい し わりあい ぞうか
実習生が占める割合が増加するなど、在留資
かく しゆるい たようか
格の種類は多様化しております。

こくせきべつがいこくじんじゅうみん すいい
国籍別外国人住民の推移



がいこくじんじゅうみん うち やく ぶらじる こくせき やく ふいりびん こくせき
外国人住民の内、約60%がブラジル国籍、約20%がフィリピン国籍となっています。第1次指針を策定
へいせい ねん ぶらじる こくせき やく ふいりびん こくせき やく
した平成20(2008)年は、ブラジル国籍者が約75%、フィリピン国籍者が約10%であり、国籍別の割
あい おお へんか きんねん ぎのうじっしゅうせい ぞうか よういん べとなむ あじあけん こくせき
合が大きく変化しています。近年は技能実習生の増加といった要因により、ベトナムなどアジア圏の国籍
ひと ふ
の人が増えています。

きくがわし そうむぶ ちいきしえんか
菊川市 総務部 地域支援課
れいわ ねん がつさくせい
令和4年3月作成
しずおかけんきくがわし ほりのうち ばんち
〒439-0031 静岡県菊川市堀之内61番地
TEL : 0537-35-0925 FAX : 0537-35-0977
E-mail : tabunka@city.kikugawa.shizuoka.jp



し こうかいちゅう
市HPで公開中!
だい じきくがわし た ぶん かきようせいすいしんこうどう しんせんぶん
・第4次菊川市多文化共生推進行動指針全文
がいようばん ぼるとがるご えいご
・概要版(ポルトガル語、英語)

第4次

菊川市 多文化共生推進行動指針

多様性を尊重し、
誰もが安心していきいきと暮らせる
多文化共生社会の実現

2022 ▶ 2026

概要版



基本理念

多様性を尊重し、誰もが安心していきいきと暮らせる
多文化共生社会の実現

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」を指します。
第4次菊川市多文化共生推進行動指針では、これまで取り組んできた「安心した生活の実現」に加え、外国人住民を地域社会の一員として考え、多様性を認め尊重し合いながら地域で活躍できるまちを目指します。

目標指標 菊川市多文化共生事業として、以下の項目を目標指標とします。

項目	R2 じっせき (実績)	R6 ちゅうかんもくひょう (中間目標)	R8 さいしゅうもくひょう (最終目標)
文化や国籍が異なる人々がともに暮らしやすいまちだと感じる住民の割合 (市民アンケート)	64.7%	65.9%	67%
菊川市が住みやすいまちだと感じる外国人住民の割合 (外国人住民アンケート)	91%	—	上昇 ※1
今後も菊川市に住みたいと感じる外国人住民の割合 (外国人住民アンケート)	57.6%	—	65% ※1

※1 外国人住民アンケートは令和7年度実施予定

「菊川市外国人相談窓口」をご利用ください！

心配なこと、困っていることを外国語や日本語で相談できます。
お金はいりません。
場所：プラザきくる2階 地域支援課
電話：0537-35-0925
メール：tabunka@city.kikugawa.shizuoka.jp

言葉や相談できる時間は左のQRコードから確認してください。



主な施策

コミュニケーション支援

日本語能力が不十分な外国人住民が安心して暮らせるまちをつくるため、多言語ややさしい日本語による情報発信を行います。外国人相談窓口を設置し、気軽に相談できる体制を整備します。
また、地域住民との円滑なコミュニケーションが図れるよう、日本語や日本の生活ルールを学ぶ機会を提供します。

- 多言語対応可能な通訳員の配置
- SNSを活用した情報提供
- 多言語対応可能な相談窓口の配置
- 日本語教室の実施
- 転入外国人住民向けオリエンテーション
- 外国人住民向け出前行政講座の実施 など (全22事業)



facebookを活用した情報発信



外国人住民向け普通救命講習

生活支援

外国人住民が地域の一員として生活する上で必要な環境を整えます。教育・就労・防災など、外国人住民が安心して快適な暮らしが送れるよう支援します。また医療・福祉・子育てなどの各種サービスについて多言語による情報発信ややさしい日本語での対応を推進します。

- 外国人児童生徒等を対象とした初期支援
- 防災情報の周知、防災意識の啓発
- 災害時の情報伝達手段の多言語化
- 子育て、福祉サービス提供における多言語対応
- 火災、救急通報への多言語での対応 など (全26事業)



ごみの出し方ルールブック (ポルトガル語)



外国人児童生徒に対する日本語の初期支援 (虹の架け橋)

多文化共生の地域づくり

日本人と外国人住民が互いの国の文化や習慣などについて理解を深める機会を提供します。また、外国人住民のもつ多様性をまちづくりに生かすため、地域社会への参画を促進します。活躍の場を広げることで地域全体の活性化に繋がっていきます。

- 日本人と外国人住民の交流の場づくり
- 多文化共生に関する講座の実施
- 地域イベントへの参加促進
- 地域で活躍する外国人住民の紹介 など (全14事業)



日本人と外国人住民の交流会



日本語指導ボランティア養成講座

推進体制の整備

庁内担当部局と横断的な連携を行い、多文化共生施策を推進します。その他にも学校、国際交流協会、静岡県県や近隣市町などと連携を行い、施策の充実を図ります。
また、外国人住民との意見交換や意識調査を実施し、広く意見を聴取する機会を確保します。

- 外国人住民からの意見聴取 など (全5事業)